

所管部課名		市民福祉部 市民健康課		担当者	茶圓 由香			
事業費名称		川内看護専門学校運営支援事業費						
根拠法令		薩摩川内市市民福祉部関係補助金交付要綱						
補助経過年数		6年以上10年以下						
令和3年度 予算額	10,000 千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	10,000 千円	千円				
令和2年度 予算額	10,000 千円	千円	10,000 千円	千円				
		指標名		目標値	目標年度			
成果指標①	高等課程学生数		40		令和8年度			
成果指標②	専門課程及び新3年課程学生数		40		令和8年度			
補助対象者		川内看護専門学校						
補助対象経費		川内看護専門学校の運営に要する経費						
補助対象事業・活動の内容	将来的に看護師を確保する体制の整備及び安定的な看護師の確保							
	分類	■運営補助のみ □事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	運営に要する経費からその他の収入を控除した額の2分の1に相当する額と予算を比較して予算の範囲内において定める。							
上記項目の積算方法	川内看護専門学校運営支援補助金交付要領 第3条のとおり							
補助を受ける事業（団体）等の経過3年間の決算状況	項目		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	188,466,283	95.0%	81,977,383	89.1%	88,248,381	89.8%
		会費収入	11,151,200	5.6%	11,668,000	12.7%	19,029,000	19.4%
		事業収入	8,022,360	4.0%	11,049,376	12.0%	22,064,152	22.5%
		寄付金・その他助成	20,219,000	10.2%	17,991,000	19.6%	19,580,000	19.9%
		繰入金収入	148,857,325	75.0%	41,135,138	44.7%	26,888,463	27.4%
		雑収入	216,398	0.1%	133,869	0.1%	686,766	0.7%
		市補助金	10,000,000	5.0%	10,000,000	10.9%	10,000,000	10.2%
	（前年度繰越金）	0	0.0%		0.0%		0.0%	
	計	198,466,283	100.0%	91,977,383	100.0%	98,248,381	100.0%	
	支出	事業費	23,681,171	11.9%	24,918,221	27.1%	31,468,657	32.0%
		人件費	82,895,761	41.8%	65,278,413	71.0%	64,248,188	65.4%
		その他事務費	91,889,351	46.3%	1,780,749	1.9%	2,531,536	2.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	198,466,283	100.0%	91,977,383	100.0%	98,248,381	100.0%
		支出計/前年度支出計			46.3%		106.8%	
自己資金/前年度自己資金				43.5%		107.6%		
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		1		1		1		
成果指標の推移①		15		20		22		
成果指標の推移②		20		20		22		
特記すべき事項等	【前回評価】平成30年度「現状のまま継続」全日制3年課程に移行後、川内看護専門学校が独自で運営できるよう開校前から学生確保に努めるよう指導されたい。卒業された学生が市内に就職するような方を検討されたい。 【前回評価への回答】オープンキャンパスの開催や学校訪問等、学生確保対策を講じられている。 【事業のPR方法】オープンキャンパスの開催、学校訪問 【費用対効果】市内における安定的な看護師の確保 【補助事業以外の事業】 【その他】専門課程及び高等課程は募集停止し、令和元年度より全日制3年課程の募集開始							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	安定的な学校運営により、地域に根ざす医療従事者を養成し、地域医療体制を充実させることにより、市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与できる。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	市内唯一の看護学校であり、学校運営に支障をきたすことなく、看護職養成教育が継続できるよう運営経費を補助することが必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	地元医療に貢献する医療従事者の育成及び確保を図ることができる。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	市が直営する病院を持たずに看護学校を運営する自治体はあまりない。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	運営を支援することにより、看護師を養成し地域医療体制の充実につながる。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金交付要綱の算出方法により、対象となる補助経費を明確にし補助交付額を決定しているものであり妥当である。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 市内唯一の看護学校であり、地域に根ざす医療従事者養成教育が継続できるよう、安定的な学校運営支援のために補助金制度は現状のまま継続する必要がある。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

川内看護専門学校運営支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内看護専門学校運営支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 川内看護専門学校運営支援補助金に係る補助事業等は、川内看護専門学校の円滑な運営及び医療従事者の安定的な確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 川内看護専門学校運営支援補助金の額は、次条に定める経費からその他の収入を控除した額の2分の1に相当する額と予算を比較して予算の範囲内において定める。

2 前項に規程する補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 川内看護専門学校運営支援補助金は川内看護専門学校の運営に要する経費について交付する。

(交付の期間)

第5条 川内看護専門学校運営支援補助金は、平成28年度から平成32年度までの5年間を限度とする。

(交付の申請)

第6条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第7条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該川内看護専門学校運営支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 川内看護専門学校運営支援補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 川内看護専門学校運営支援事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 高等課程学生数
- (2) 専門課程及び新3年課程学生数

(補助事業者等の責務)

第10条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の保健・医療施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

川内看護専門学校運営支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる川内看護専門学校運営支援補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 川内看護専門学校運営支援補助金に係る補助事業等は、川内市医師会立川内看護専門学校（以下「川内看護専門学校」という。）に対し、その看護師育成事業に要する経費について補助金を交付することにより、その教育内容を充実させ、もって本市における看護師の育成ならびに安定的な供給により看護師不足を解消し、地域医療の振興を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、公益社団法人川内市医師会とする。

(補助金の額)

第4条 川内看護専門学校運営支援補助金の額は、次条に掲げる経費の額と予算を比較して、予算の範囲内において定める。

(補助対象経費)

第5条 川内看護専門学校運営支援補助金は別表に掲げる川内看護専門学校の看護師育成事業に要する経費について交付する。

(補助金の申請)

第6条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年5月末日とする。

2 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第7条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、川内看護専門学校運営支援補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第8条 川内看護専門学校運営支援補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が

必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする

- (1) 補助金実績報告書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支清算書
- (4) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第 9 条 川内看護専門学校運営支援補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 新規学生数
- (2) 当該年度の卒業生数及び市内医療機関への就労者数
(補助事業者等の責務)

第 10 条 川内看護専門学校運営支援補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市における看護師育成施策の円滑な実施と維持及び存続に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、医療福祉対策監が別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

事業の区分	事業の内容
看護師育成事業	① 看護師育成カリキュラム ・全日制 3 年課程による看護師育成 ② 新規学生確保対策 ・学校訪問 ・オープンキャンパス ・社会人入学生の獲得 ③ 市とタイアップした取り組み ・本市の魅力情報発信 ・就職支援ガイダンス ・甕島診療所との合同企画 ④ 就職支援対策 ・市内医療機関への就職斡旋